

市町村都市計画決定に係る
手続きガイドライン

平成24年4月

(平成26年3月一部改正)

(令和2年6月一部改正)

山梨県県土整備部都市計画課

目 次

1. 本ガイドラインの策定趣旨	1
2. 基本的役割.....	2
(1) 都市計画を決定しようとする市町村の役割.....	2
(2) 県の役割.....	2
(3) 広域調整に係る関係市町村の役割	2
(4) 共通の役割	2
3. 協議等の手続き	3
(1) 住民意向調査等.....	3
(2) 事前相談（任意）	3
(3) 都市施設管理者等協議（法第23条第6項関係）	3
(4) 協議〔広域調整を必要としない場合〕（法第19条第3項関係）	4
(5) 協議〔広域調整を必要とする場合〕（法第19条第3項及び第5項関係）	6
(6) 協議不調の取扱い（町村を除く。）	10
(7) 協議後の手続き	11
4. 広域調整基準等	12
(1) 広域調整対象都市計画	12
(2) 関係市町村の範囲	12
(3) 広域調整機会の確保の原則.....	13
(4) 関係市町村の意見	13
(5) 協議市町村による関係市町村の意見に対する見解.....	14
(6) 広域調整を必要とする場合の知事の協議意見	14
(7) 判断基準：一般基準.....	14
(8) 判断基準：拠点エリア内の基準.....	14
(9) 判断基準：拠点エリア外の基準.....	15
(10) 判断基準：土地利用の外部性の観点.....	17
5. 本ガイドラインの運用について	19
(1) 適用.....	19
(2) 本ガイドラインの運用について.....	19
(3) 本ガイドラインの見直し	19
●市町村決定の都市計画手続きフロー①（基本フロー）	20
●市町村決定の都市計画手続きフロー②（広域調整含む）	21
■様式集.....	23
■都市計画決定一覧表.....	57
■山梨県都市計画広域調整会議設置要綱.....	61
■山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープラン運用指針.....	63

1. 本ガイドラインの策定趣旨

都市計画は、現在及び将来における都市の機能を確保し、発展の方向を定めるものであり、県及び各市町村が定める都市計画相互に矛盾を生じるようなことがあってはならず、また、都市計画が総合して一体のものとして有効に機能するものとする必要があります。

本県では、「山梨県都市計画マスタープラン（平成22年3月）」（以下、「県マス」という。）及び各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成23年3月24日）（以下、「区域マス」という。）において、県及び各市町村の都市づくりの共通理念として、「都市機能集約型都市構造の実現」が示されたところです。この「都市機能集約型都市構造の実現」のためには、これまでの拡大型の都市づくりから都市計画の方向性を大きく転換した観点が必要になり、県及び各市町村が今後定める個別具体の都市計画は、この観点を適切に踏まえ、総合して一体に機能する計画でなければなりません。

したがって、市町村が個別具体の都市計画を定める際には、「都市機能集約型都市構造の実現」に適合することはもとより、県及び他の市町村が定める都市計画と矛盾することなく、総合して一体に機能するよう、協議等のプロセスを適切かつ有効に行うことが求められます。特に、当該市町村が定めようとする都市計画の影響が広域に及ぶと目される場合には、一の市町村を超える広域の見地からの調整（以下、「広域調整」という。）を図る必要があります。

これらの手続きについては、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下、「法」という。）第19条第3項に、市町村が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないこととされており、同条第5項に、当該協議に当たり、必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる¹こととされています。

本ガイドラインは、こうした協議等の透明化、実質化、円滑化等を図るため、その実施方法などをルール化し、あらかじめ示すものです。

¹ 「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年5月31日法律第46号）」により創設されている。

2. 基本的役割

(1) 都市計画を決定しようとする市町村の役割

都市計画を決定しようとする市町村（以下、「協議市町村」という。）は、協議及び広域調整（以下、「協議等」という。）について主体的に取り組むものとする。

(2) 県の役割

県は、法第19条第4項の規定に基づき、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点及び県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点から協議を行うものとする。

また、広域調整に際しては、関係市町村の意見、協議市町村の見解、及び山梨県都市計画審議会の意見を踏まえ、総合的な判断のもと、県の見解を示すものとする。

(3) 広域調整に係る関係市町村の役割

広域調整に係る関係市町村は、広域調整が円滑に行われるよう協力するものとする。

(4) 共通の役割

各主体は誠実に協議等を行い、協議等が調うように努めるものとする。

3. 協議等の手続き

※市町村決定の都市計画手続きフロー①（基本フロー）参照

※市町村決定の都市計画手続きフロー②（広域調整含む）参照

（１）住民意向調査等

協議市町村は、原案たたき台の作成にあたり、住民の意向を確認するため、住民等意見交換会、住民等意向アンケートなどを行うことが望ましい。ただし、これらを行ったことを理由に（４）「③住民等説明会」及び（５）「⑥住民等説明会〔広〕」を省略することは、作成された原案について説明する機会を確保する観点からできないものとする。

（２）事前相談（任意）

協議市町村は、都市計画の原案の作成にあたり、県に事前相談ができるものとする。原案作成以後の協議等が円滑に行われるよう、積極的に事前相談を活用することが望ましい。

【事前相談の方法】

- 協議市町村は相談に必要な資料等を提示するものとする。
なお、資料については原案作成前であるため、都市計画の図書（計画書、総括図、計画図など）である必要はなく、任意の資料によることができる。
- 県は協議市町村に対し、必要な技術的な助言をし、又は当該助言をするために必要な資料の提出を求めるものとする。（以下、「助言等」という。）（地方自治法第245条の4第1項関係）
- 県は事前相談に関する調書を作成するものとする。【様式1】
- 事前相談は文書による必要はないが、県の助言等について協議市町村が書面による交付を求める場合には、協議市町村の申出及び県の回答について、それぞれ書面によるものとする。【様式2】【様式3】

（３）都市施設管理者等協議（法第23条第6項関係）

協議市町村は、都市施設管理者等との協議が必要な場合には、（４）「⑤住民合意形成手続き等の結果報告」までに協議を了し、その結果を事前協議にて報告するものとする。（参考に、協議の申出の様式を【様式4】に示す。）

(4) 協議〔広域調整を必要としない場合〕（法第19条第3項関係）

法第19条第3項に規定する協議について、協議市町村は、法第17条第1項に規定する縦覧の開始前に協議が調うよう知事に協議を申し出るものとする。

【協議の方法】

① 協議の申出【様式5】【様式6】

- 協議の申出には、都市計画の原案及び「住民合意形成手続き等の予定票」（以下、「協議図書」という。）をそれぞれ3部（正本1部、副本2部）提出するものとする。
- 協議の申出は、住民等説明会の4週間以上前に申し出るものとする。ただし、事前相談を行った場合は、2週間以上前とすることができる。
- 住民等説明会を開催せず、公聴会のみを行う場合（公聴会にあっては、公述意見の提出の機会を確保した場合は開催したものとみなす。以下同じ。）は、公聴会の4週間以上前（事前相談を行った場合は、2週間以上前）に、住民等説明会及び公聴会のいずれも開催しない場合は、任意の時期に申出ることができるものとする。
- また、住民等説明会及び公聴会のいずれも開催しない場合は、開催しない理由を付した書面を添付するものとする。

② 知事の事前意見等（必要に応じて）【様式7】

- 県は、必要に応じて、協議市町村に対し必要な意見をし、又は当該意見をするために必要な資料の提出を求めるものとする。（以下、「事前意見等」という。）
- 県が行う事前意見等は、協議に対する最終回答となる「⑦知事の協議意見【最終回答】」が行われるまでの間、時期や回数などに制限は設けないが、できる限り住民等説明会の開催前までに行うよう努めるものとする。

③ 住民等説明会

- 協議市町村は、原則として住民等説明会を開催するものとする。ただし、名称変更等、明らかに住民等説明会の必要がないと考えられるものについてはこの限りでない。

④ 公聴会（必要に応じて）

- 協議市町村は、都市計画の案の作成に係る公開の場での意見陳述の機会を確保するため、公聴会を開催することが望ましい。
- 当該意見に対し、都市計画決定権者の見解を作成し、公表することが望ましい。

⑤ 住民合意形成手続き等の結果報告【様式 8】【様式 9】

- 協議市町村は、住民等説明会及び公聴会の開催結果、並びに都市施設管理者等協議の結果について、県に報告するものとする。ただし、住民等説明会及び公聴会のいずれも開催せず、かつ、都市施設管理者等協議が必要でない場合は、この限りでない。

⑥ 原案の修正報告（必要な場合）【様式 10】

- 協議市町村は、知事の事前意見等、並びに住民等説明会及び公聴会による住民意見を踏まえ、都市計画の原案に修正が生じた場合には、住民合意形成手続き等の結果報告に併せて、都市計画の原案の修正報告を行うものとする。

⑦ 知事の協議意見【最終回答】及び建設事務所送付
【様式 11】【様式 12】

- 県は、住民合意形成手続き等の結果報告の日から 2週間以内に、法第 19 条第 3 項に規定する協議に対する最終回答を行うものとする。ただし、都市計画の原案の修正報告が行われた場合には、4週間以内に行うものとする。
- 県は、住民合意形成手続き等の結果報告が必要でない場合、迅速な最終回答を行うよう努めるものとする。
- 県都市計画課は、協議市町村を管轄する建設事務所に最終回答の写し及び協議図書を送付するものとする。

(5) 協議〔広域調整を必要とする場合〕（法第19条第3項及び第5項関係）

法第19条第3項に規定する協議及び法第19条第5項に基づく広域調整について、協議市町村は、法第17条第1項に規定する縦覧の開始前に協議等が調うよう知事に協議を申し出るものとする。

【協議及び広域調整の方法】

① 協議の申出〔広〕【様式5】【様式6】

- 協議の申出には、協議図書をそれぞれ2部提出するものとする。
- 協議の申出は、住民等説明会の6週間以上前に申し出るものとする。ただし、事前相談を行った場合は、4週間以上前とすることができる。

② 知事の事前意見等〔広〕（必要に応じて）【様式7】

- 県は、必要に応じて、協議市町村に対し事前意見等を行うものとする。
- 県が行う事前意見等は、協議に対する最終回答となる「知事の協議意見〔広〕【最終回答】」が行われるまでの間、時期や回数などに制限は設けないが、できる限り広域調整会議の開催前までに行うよう努めるものとする。

～広域調整に関する手続き（１）～

③ 広域調整会議の開催通知〔広〕【様式１３】【様式１４】

- 県は、協議市町村及び関係市町村に広域調整会議の開催について通知するものとする。
- 広域調整会議は、協議市町村が行う住民等説明会の開催前に開催するものとする。

④ 原案の送付〔広〕【様式１５】

- 協議市町村は、広域調整会議に先立ち、事前に都市計画の原案を関係市町村に送付するものとする。

⑤ 広域調整会議〔広〕

- 広域調整会議は県が開催し、議長は山梨県県土整備部都市計画課長が行うものとする。
- 協議市町村は、広域調整会議において都市計画の原案の説明を行うものとする。
- 関係市町村は、広域調整会議において質疑等を行うことができるものとする。
- 関係市町村の広域調整会議への出欠席は任意であり、欠席した場合でも、以後に行われる「⑩関係市町村による意見の提出〔広〕」をすることができる。
- 関係市町村は、協議市町村が行う住民等説明会の開催までの間、当該都市計画の原案及び広域調整会議において得た情報に関し、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、協議市町村に了承を得た場合はこの限りでない。

⑥ 住民等説明会〔広〕

- 協議市町村は、住民等説明会を開催しなければならない。
- 協議市町村は、関係市町村の住民等も当該住民等説明会に参加できるよう配慮することが望ましい。

⑦ 公聴会〔広〕（必要に応じて）

- 協議市町村は、都市計画の案の作成に係る公開の場での意見陳述の機会を確保するため、公聴会を開催することが望ましい。
- 当該意見に対し、都市計画決定権者の見解を作成し、公表することが望ましい。

⑧ 住民合意形成手続き等の結果報告〔広〕【様式８】【様式９】

- 協議市町村は、住民等説明会及び公聴会の開催結果、並びに都市施設管理者等協議の結果について、県に報告するものとする。

～広域調整に関する手続き（２）～

- ⑨ 関係市町村が行う住民等説明会〔広〕（必要に応じて）
- 関係市町村は、住民等説明会を開催することが望ましい。
 - 関係市町村が住民等説明会を開催する場合は、説明の補助等、県に協力を求めることができるものとする。
- ⑩ 関係市町村が行う市町村都市計画審議会〔広〕（必要に応じて）
- 関係市町村は、市町村都市計画審議会の意見を聴取することが望ましい。
- ⑪ 関係市町村による意見の提出〔広〕【様式１６】
- 関係市町村は、広域調整会議の開催日から４週間が経過する日までに、県に意見を提出するものとする。ただし、協議市町村の行う住民等説明会や公聴会の日程によっては、これよりも長い期間とすることができる。（なお、これらを勘案し、「③広域調整会議の開催通知〔広〕」に示される意見の提出期限を示すことになる。）
 - 関係市町村は、「⑨関係市町村が行う住民等説明会〔広〕」又は「⑩関係市町村が行う市町村都市計画審議会〔広〕」の開催時期等を理由に意見の提出を遅らせることはできない。
 - 意見の提出期限内に関係市町村から意見の提出が無い場合は、当該都市計画の原案について異存がないものとみなす。
- ⑫ 県による関係市町村の意見の報告〔広〕【様式１７】
- 県は「⑪関係市町村による意見の提出〔広〕」により提出された意見を取りまとめ、協議市町村に報告するものとする。
- ⑬ 協議市町村による意見に対する見解の提出〔広〕【様式１８】【様式１９】
- 協議市町村は、関係市町村の意見に対する見解を作成し、県に提出するものとする。
- ⑭ 原案の修正報告〔広〕（必要な場合）【様式２０】
- 協議市町村は、県の事前意見等、関係市町村の意見、並びに住民等説明会及び公聴会による住民意見を踏まえ、都市計画の原案に修正が生じた場合には、「⑬協議市町村による意見に対する見解の提出〔広〕」に併せて、都市計画の原案の修正報告を行うものとする。
- ⑮ 県都市計画審議会意見聴取〔広〕
- 県は山梨県都市計画審議会の意見を聴取するものとする。
 - 県は山梨県都市計画審議会において、関係市町村の意見及び協議市町村の見解を説明するものとする。

⑩ 知事の協議意見〔広〕【最終回答】及び建設事務所送付
【様式 1 1】 【様式 1 2】

- 県は「⑨協議市町村による意見に対する見解の提出〔広〕」の日から3週間以内に、法第19条第3項に規定する協議に対する最終回答を行うものとする。ただし、都市計画の原案の修正報告が行われた場合には、6週間以内に行うものとする。
- 県は関係市町村の意見、協議市町村の見解、及び山梨県都市計画審議会の意見を踏まえ、総合的な判断のもと、県の見解を示すものとする。
- 県都市計画課は、協議市町村を管轄する建設事務所に最終回答の写し及び協議図書を送付するものとする。

⑪ 関係市町村への報告〔広〕（必要な場合）【様式 2 1】

- 県は意見の提出のあった関係市町村に対し、「⑩知事の協議意見〔広〕【最終回答】」の内容について報告するものとする。

(6) 協議不調の取扱い

県及び協議市町村は、(4)「⑦知事の協議意見【最終回答】」又は(5)「⑩知事の協議意見〔広〕【最終回答】」において、異論が示された場合など、法第19条第3項に規定する協議が不調となった場合は、以下の手続きを行うものとする。

【協議不調の事後手続き】

- ① 知事の協議意見に対する見解の提出【様式22】【様式23】
 - 協議市町村は、(4)「⑦知事の協議意見【最終回答】」又は(5)「⑩知事の協議意見〔広〕【最終回答】」の文書に記載された期限（概ね2週間程度とする。）までに、知事の協議意見に対する見解を作成し、県に提出するものとする。
 - なお、協議市町村は、知事の協議意見及び当該意見に対する見解を市町村都市計画審議会にて報告するものとする。

- ② 知事の協議意見及び協議市町村の見解の公表（必要に応じて）
 - 県は、必要に応じて、(4)「⑦知事の協議意見【最終回答】」又は(5)「⑩知事の協議意見〔広〕【最終回答】」、及び(6)「①知事の協議意見に対する見解の報告」について、公表するものとする。

- ③ 措置の求め（必要に応じて）【様式24】
 - 県は、必要に応じて、法第24条第6項の規定による措置の求めをすることができる。

(7) 協議後の手続き

法第19条第3項に規定する協議後の手続きは、法に定められるもののほか、以下によるものとする。

【その他の手続き】

① 原案からの変更の報告（必要な場合）【様式25】【様式26】

- 協議市町村は、都市計画の案の作成にあたり、原案を変更して都市計画の案とする場合は、遅滞なく、県に報告するものとする。
- 県は、当該変更の報告の内容を確認し、再協議等必要な措置について適切に判断し、その結果を協議市町村に通知するものとする。

② 都市計画の決定報告及び図書の写しの送付【様式27】【様式28】【様式29】

- 当該都市計画を決定した協議市町村は、法第20条第1項の規定により、当該都市計画の図書の写し、都市計画の策定の経緯の概要、法第17条第1項の縦覧の結果報告、法第17条第2項の規定に基づく意見書の写し、都市計画審議会答申の写し、計画決定告示の写しその他資料を県に2部送付するものとする。
- 県は、協議市町村から送付を受けたもののうち1部を、当該協議市町村を管轄する建設事務所に送付するものとする。【様式30】
- 県は、当該報告の内容を確認し、必要に応じて、法第24条第6項の規定による措置の求め（「当該都市計画の変更の措置の求め」など）を行うことができるものとする。

4. 広域調整基準等

(1) 広域調整対象都市計画

次に掲げる都市計画の決定又は変更は、広域調整を行うものとする。

- 大規模集客施設²の立地を可能とする都市計画の決定又は変更

【例】

- 近隣商業地域、商業地域又は準工業地域
- 再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画
- 大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区又は地区計画等の解除

ただし、地形条件等により実質的に大規模集客施設が立地できないことが明らかな場合、又は特別用途地区若しくは地区計画等により、別に大規模集客施設の立地を制限する場合はこの限りでない。

(2) 関係市町村の範囲

広域調整に係る関係市町村の範囲は、都市計画区域又は準都市計画区域内の存する市町村のうち、「山梨県都市計画マスタープラン」に定められた広域圏域の区分により同じ広域圏域に属する市町村とする。

中西部・南部広域圏域	甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、身延町、昭和町
富士・東部広域圏域	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、西桂町、富士河口湖町、忍野村、山中湖村

² 大規模集客施設とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場内車券売場、場外車券売場、勝舟投票券発売所、場外勝舟投票券発売所その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m²を超えるもの。都市計画法では「特定大規模建築物」と定義される。

(3) 広域調整機会の確保の原則

大規模集客施設の立地を可能とする都市計画の決定又は変更については、具体的に立地する大規模集客施設の規模が、(7) から (10) までの各判断に大きく影響することから、次により広域調整の機会を確保するものとする。

[原則]

- 具体的な大規模集客施設の立地が予定されている場合（以下、「予定大規模集客施設」という。）は、将来の増改築の際に、再度広域調整を行う機会を確保するため、当該予定大規模集客施設の施設規模を上限とする特別用途地区又は地区計画等を定めるものとする。なお、この場合の上限は予定されている施設規模を超えて、10,000 m²単位³で設定するものとする。
- 具体的な大規模集客施設の立地が予定されていない場合は、特別用途地区又は地区計画等により、大規模集客施設の立地を制限するものとする。なお、この場合は広域調整が不要となる。

[特例]

- 区域マスに示された広域拠点、地域拠点、既存都市機能立地地区及び都市機能補完地区の「拠点方針エリア」を「拠点エリアの決定基準」に基づき、県と市町村が協議を行った上で「拠点エリア」として定めた場合は、「拠点エリア」内に広域的な都市機能を誘導する「広域的都市機能誘導エリア」を定めることで、当該「広域的都市機能誘導エリア」内では上記原則を適用しないものとする。

※ なお、区域マスに示された広域拠点、地域拠点、既存都市機能立地地区及び都市機能補完地区の拠点エリア外（拠点エリアが決定していない場合は拠点方針エリア外。以下同じ。）において、本ガイドラインが適用される際、現に大規模集客施設の立地が可能となる都市計画が定められている場合については、適切な機会に上記同様の措置をとることが望ましい。

(4) 関係市町村の意見

関係市町村の意見については、(7) から (10) に掲げる各判断基準に基づいた意見によるものとする。

³ 例えば、予定されている施設規模が 40,500 m²であれば 50,000 m²を、59,900 m²であれば 60,000 m²を設定する。

(5) 協議市町村による関係市町村の意見に対する見解

協議市町村は関係市町村の意見に対し、合理的な見解を示すよう努めるものとする。

(6) 広域調整を必要とする場合の知事の協議意見

県は関係市町村の意見及び協議市町村の見解について、(7) から (10) の判断基準に照らし、その根拠の合理性を重視し、見解を示すものとする。

(7) 判断基準：一般基準

次の基準によること。

- 協議市町村の市町村マスタープラン⁴に位置づけられていること、または、位置づけが予定されていることが明確であること
- 関連計画に適合⁵していること
(関連計画とは、県マス、区域マス、総合計画、国土利用計画、中心市街地活性化基本計画、景観計画、その他関連すると認められる計画)

(8) 判断基準：拠点エリア内の基準

区域マスに示された広域拠点、地域拠点、既存都市機能立地地区及び都市機能補完地区の拠点エリア内（拠点エリアが決定していない場合は拠点方針エリア内。以下同じ。）で行う大規模集客施設の立地を可能とする都市計画の決定又は変更は、次によるものとする。

- 拠点エリア内の用途地域が指定されていない土地で、大規模集客施設の立地を可能とする都市計画の決定又は変更を行う場合は、用途地域が定められている土地の隣接地など連続した市街地形成に配慮していること。（飛び地とならないなど。）

※ なお、区域マスに記載されている「大規模集客施設の立地に係る都市計画の決定又は変更に関する運用指針」については策定されていないため、当該運用指針が策定されるまでは、拠点エリア内の既に用途地域が指定されている土地に未整備の都市計画施設や低未利用地が多く存在する場合は、それらの整備や土地の有効利用を優先するよう配慮するものとする。

⁴ 都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針

⁵ この場合の「適合」とは矛盾等が無いことを意味する

(9) 判断基準：拠点エリア外の基準

区域マスに示された広域拠点、地域拠点、既存都市機能立地地区及び都市機能補完地区の拠点エリア外（拠点エリアが決定していない場合は拠点方針エリア外。以下同じ。）で行う大規模集客施設の立地を可能とする都市計画の決定又は変更は、区域マス⁶に原則として行わないこととされているが、同時に「ただし、拠点エリア外のうち高速道路インターチェンジ周辺等で、広域的に都市構造へ重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、周辺市町村との広域調整が整う見込みがある場合にはこの限りでない。」と、例外的に認められる旨が示されていることから、この例外の運用は次の区分に応じて、当該区分に定める基準によるものとする。

■ 拠点エリア外の既に用途地域が指定されている土地で、大規模集客施設の立地を可能とする都市計画の決定又は変更を行う場合は、次の①及び②を満たすものとする。

① 「広域的に都市構造へ重大な影響を及ぼすおそれがない」とは、【表1：都市構造上の観点】における「1 公共交通によるアクセス性」に関する観点からその適否を判断するものとする。

② 「周辺市町村との広域調整が整う見込みがある場合」とは、関係市町村のうち、隣接市町村から異存のない旨が示されている場合とする。

■ 拠点エリア外の用途地域が指定されていない土地で、大規模集客施設の立地を可能とする都市計画の決定又は変更を行う場合は、次の③及び④を満たすものとする。

③ 「広域的に都市構造へ重大な影響を及ぼすおそれがない」とは、【表1：都市構造上の観点】におけるすべての項目に関する観点からその適否を判断するものとする。

④ 「周辺市町村との広域調整が整う見込みがある場合」とは、関係市町村から異存のない旨が示されている場合とする。

⁶ 甲府盆地7区域マスにおいては、「5. 1）（3）①」に、身延、富士北麓、都留、大月、上野原区域マスにおいては「5. 1）（2）①」に示されている。

【表 1：都市構造上の観点】

	項目	判断基準
1	公共交通によるアクセス性	鉄道駅の徒歩圏（約 1km）であるか、または、バス等の運行が確保されていること（予定大規模集客施設が独自に運行する循環バスを含む。）
2	広域的な都市基盤施設への影響	関係市町村の都市基盤施設に著しい負荷が生じないこと（例えば、交通施設については当該地域が高速道路インターチェンジ周辺等である場合、広域的に都市基盤施設への影響が少ないと考えられる。）
3	広域拠点、地域拠点または既存都市機能立地地区の都市機能の集積及び維持の観点	協議市町村及び関係市町村に広域拠点、地域拠点または既存都市機能立地地区が定められている場合には、当該拠点における都市機能の集積及び維持に支障がないこと（ただし、既存の競合する店舗等との競争を抑制するなど需給調整や既得権擁護とならないよう留意すること）

(10) 判断基準：土地利用の外部性の観点

拠点エリアの内外を問わず、大規模集客施設の立地を可能とする都市計画の決定又は変更を行う場合は、【表2：土地利用の外部性の観点】におけるすべての項目に関する観点からその適否を判断するものとする。なお、各項目の判断基準については、一般化されている各種指標を用いて合理的に説明することが望ましく、特に意見や見解を示す際にはこの合理性に留意しなければならない。

なお、土地利用の外部性の観点については、協議市町村の区域内及び隣接する関係市町村など、予定大規模集客施設に比較的近い範囲の影響に関する判断基準であることに留意する。

【表2：土地利用の外部性の観点】

	項目	判断基準
1	周辺の交通環境（渋滞等）	予定大規模集客施設周辺の道路及び交差点において著しい交通渋滞、交通集中が生じないこと
2	周辺の交通環境（事故等）	予定大規模集客施設周辺の歩車分離がない通学路や、特に歩行者の多い道路での安全性の低下がないこと
3	周辺の自然環境	予定大規模集客施設の立地により、保全すべき良好な自然環境に著しい影響を及ぼさず、かつ、自然地の良好な景観を阻害しないこと
4	周辺の生活環境	予定大規模集客施設から発生する騒音、悪臭、振動、光害等により、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと
5	周辺の歴史環境	予定大規模集客施設の立地により、地域固有の価値の保持等に著しい影響を及ぼさず、かつ、歴史・文化的環境の良好な景観を阻害しないこと
6	無秩序な周辺開発の誘引による公共コストの増加	予定大規模集客施設周辺において、新たな公共コスト（道路、公園、上下水道、学校等のイニシャルコスト及びランニングコスト）の著しい増加が生じないこと（ただし、周辺地域について、市街化を抑制する有効な土地利用規制が行われる場合を除く。）

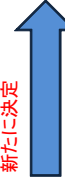
拠点エリアの内外による基準の違い

現行	
拠点 エリア内	近商・商業・準工の3用途地域 [赤, 紫, 黄, 緑, 青]
	3用途以外の用途地域 [赤, 紫, 黄, 緑, 青, 茶]
	用途地域指定無し
拠点 エリア外	近商・商業・準工の3用途地域 [赤, 紫, 黄, 緑, 青]
	3用途以外の用途地域 [赤, 紫, 黄, 緑, 青, 茶]
	用途地域指定無し

大規模集客施設の
立地可能な
都市計画(※1)を
新たに決定



大規模集客施設の
立地可能な
都市計画(※1)を
新たに決定



ガイドラインの適用関係

広域調整機会の確保	判断基準 (7)	判断基準 (8)	判断基準 (9)	判断基準 (10)
不要	-	-	-	-
方針エリア (広域的都市機能誘導エリア内) 不要	適用	適用無し	-	適用
方針エリア (広域的都市機能誘導エリア内) 必要	適用	・飛び地不可の原則 ・既指定用途地域内の 土地利用優先原則	-	適用
適切な機会に確保することが望ましい	-	-	-	-
必要	適用	-	・都市構造上の観点1適用 ・隣接市町村が異存なし	適用
必要	適用	-	・都市構造上の観点1~3適用 ・関係市町村が異存なし	適用

※1:大規模集客施設の立地可能な都市計画:近商・商業・準工の3用途地域のほか、再開発等促進区・開発整備促進区を定める地区計画、市街化調整区域の地区計画などがある
※2:「拠点エリアの決定基準」に基づき、県と市町村が協議を行った上で定めた「拠点エリア」

5. 本ガイドラインの運用について

(1) 適用

本ガイドラインは、平成24年4月1日から適用する。ただし、本ガイドラインの適用の際現に市町村が都市計画法の規定に基づき都市計画の決定又は変更の手続きを行っているもののうち、都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたものについては、なお従前の例による。

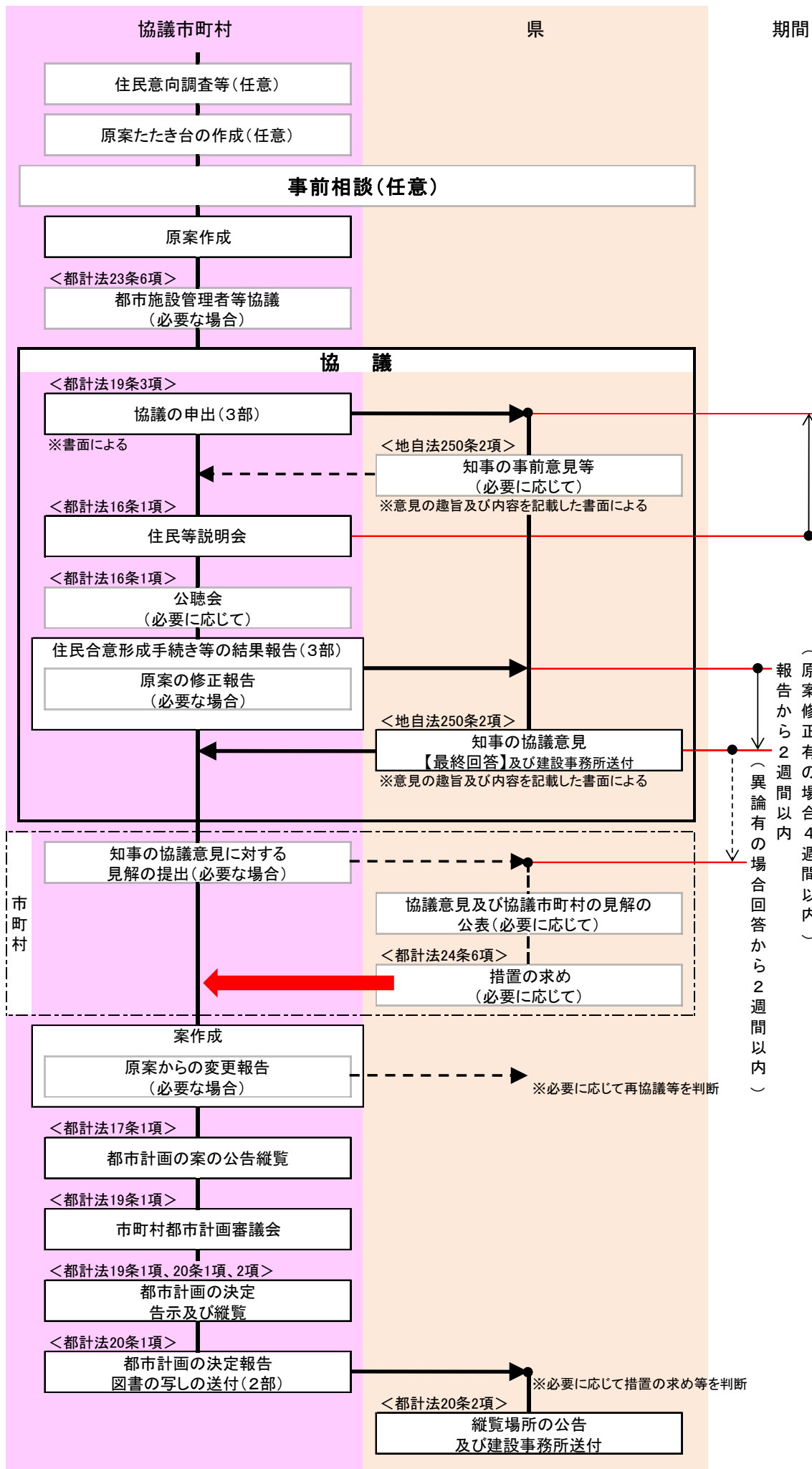
(2) 本ガイドラインの運用について

本ガイドラインに記載の無い事項や必ずしも記載どおり行うことが適切でない場合などは県及び関係する市町村と協議して運用するものとする。

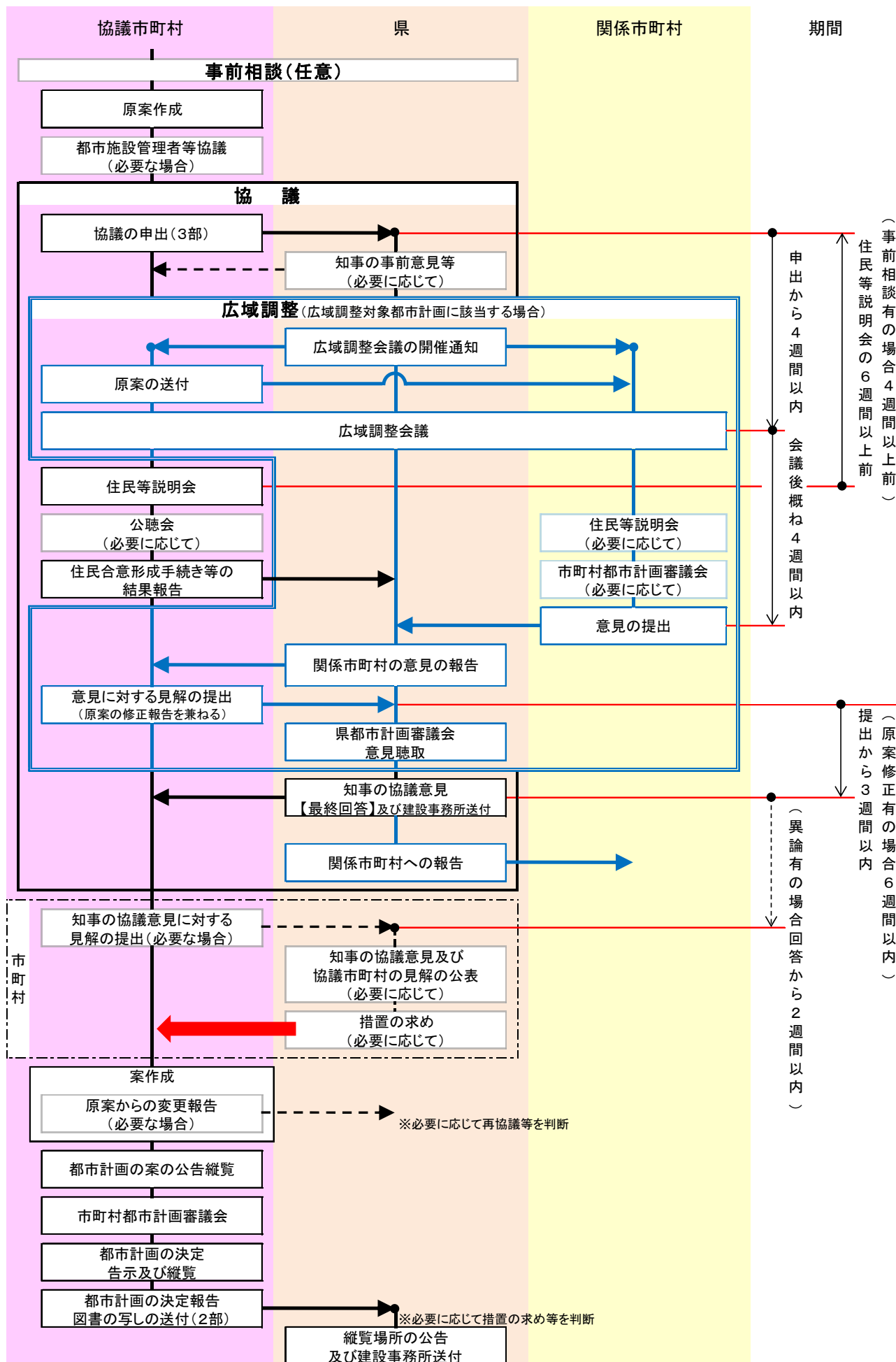
(3) 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは適用後の制度改正や運用状況により、必要に応じて見直すものとする。見直しを行う際には県及び市町村の共同検討会、市町村意見聴取など適切な方法で見直すものとする。

市町村決定の都市計画手続きフロー①（基本フロー）



市町村決定の都市計画手続きフロー②（広域調整含む）



様式集

※<〇〇〇〇>部については、直前のアンダーライン部分と適宜置き換えてご利用ください。

事前相談調書

件名	〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>について	
相談日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)	
相談者	〇〇市町村	〇〇〇〇課
相談出席者	〇〇〇〇課長、〇〇〇〇リーダー、〇〇〇〇主任、…	
対応者	都市計画課	〇〇〇〇担当、〇〇〇〇担当、…
対応出席者	〇〇〇〇課長補佐、〇〇〇〇リーダー、〇〇〇〇主任、…	
助言等の内容	<p>(口頭等にておこなったものを記録する)</p> <p>■技術的な助言に関する事項</p> <p>■資料の提出の要求</p>	

〇〇〇 第〇〇〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県県土整備部都市計画課長 殿

〇〇市町村
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>について（事前相談）

このことについて、都市計画法第19条第1項<第21条第2項において準用する同法第19条第1項>の規定による〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>についての原案の作成にあたり、「市町村都市計画決定に係る手続きガイドライン」による事前相談を申し出ます。

なお、山梨県の助言等については、文書にて行われるようお願いいたします。

（ 添付資料 ）

1. 〇〇〇〇〇
2. 〇〇〇〇〇
3. 〇〇〇〇〇
4. 〇〇〇〇〇
- ・
- ・

〇〇〇 第〇〇〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇 殿

山梨県県土整備部都市計画課長

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>について (回答)

※異存なしの場合：

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて事前相談のありましたこのこと
については、異存ありません。

※助言等を行う場合：

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて事前相談のありましたこのこと
について、下記のとおり助言等を示します。

なお、この山梨県の助言等については、地方自治法第245条の4の規定に基づき行う
技術的な助言等の性格を有するものです。

記

■技術的な助言に関する事項

■資料の提出の要求

以上

〇〇〇 第〇〇〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇 殿

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>について（協議）

このことについて、都市計画法第19条第1項<第21条第2項において準用する同法第19条第1項>の規定による〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>にあたり、同法第23条第6項の規定により、協議を申し出ます。

（ 添付書類 ）

1. 計 画 書
2. 総 括 図
3. 計 画 図
4. その他参考図書

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県知事 〇〇 〇〇 殿

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>について（協議）

このことについて、都市計画法第19条第1項<第21条第2項において準用する同法第19条第1項>の規定による〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>にあたり、同条第3項<同法第21条第2項において準用する同法第19条第3項>の規定により、協議を申し出ます。

なお、山梨県の回答については、都市計画決定事務を円滑に処理するため必要がありますので、文書にて行われるようお願いいたします。

（ 添付書類 ）

1. 計 画 書
2. 総 括 図
3. 計 画 図
4. 住民合意形成手続き等の予定票
5. その他参考図書

住民合意形成手続き等の予定票

[○○○○都市計画○○○○ ○○○○の決定<変更>]

事項	時期	備考
住民等説明会	第1回： 平成○○年○○月○○日(○) 会場：○○○○ 第2回： 平成○○年○○月○○日(○) 会場：○○○○	○○地区対象 ○○地区対象
公 聴 会	第1回： 平成○○年○○月○○日(○) 会場：○○○○ 第2回： 平成○○年○○月○○日(○) 会場：○○○○	○○地区対象 ○○地区対象
都市施設管理者等協議	協議開始予定： 平成○○年○○月○○日(○) 協議終了予定： 平成○○年○○月○旬頃	

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇 殿

山梨県県土整備部長

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>
に係る事前意見等について（通知）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて協議のありましたこのことについて、山梨県の回答に先立ち、下記のとおり意見し、又は必要な資料の提出を求めます。

記

■意見の趣旨及び内容

■資料の提出の要求

以上

〇〇〇 第〇〇〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県県土整備部都市計画課長 殿

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>
に係る住民合意形成手続き等の結果について（報告）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて協議を申し出ましたこのことについて、別添のとおり住民合意形成手続き等の結果を報告します。

住民合意形成手続き等の結果報告

[○○○○都市計画○○○○ ○○○○の決定<変更>]

事項	時期	備考
住民等説明会	第1回： 平成○○年○○月○○日(○) 会場：○○○○ 第2回： 平成○○年○○月○○日(○) 会場：○○○○	出席者：○○名 出席者：○○名
公聴会	第1回： 平成○○年○○月○○日(○) 会場：○○○○ 第2回： 平成○○年○○月○○日(○) 会場：○○○○	公述人：○○名 傍聴者：○○名 意見の概要と見解：別紙のとおり 公述人：○○名 傍聴者：○○名 意見の概要と見解：別紙のとおり
都市施設管理者等協議	協議開始： 平成○○年○○月○○日(○) 協議終了： 平成○○年○○月○○日(○)	文書番号等：○○第○○○号 文書番号等：○○第○○○号

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県県土整備部長 殿

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>
に係る原案の修正について（報告）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて協議を申し出ましたこのことについて、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて通知のありました事前意見等、及び平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて報告しました住民合意形成手続き等を踏まえ、〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>に係る原案を修正しましたので報告します。

（ 添付書類 ）

1. 計 画 書
2. 総 括 図
3. 計 画 図
4. その他参考図書

〇〇〇 第〇〇〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇 殿

山梨県知事 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>について (回答)

※異存なしの場合：

(例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて協議のありましたこのことについては、異存ありません。

なお、この山梨県の回答は、回答の後に行われる都市計画法に基づく手続きによって、都市計画の原案が変更されることを何ら妨げる趣旨ではありません。都市計画の原案の内容に変更がありましたら、速やかに報告してください。

※異論ありの場合：

(例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて協議のありましたこのことについて、異論がありますので下記のとおり意見します。

なお、この山梨県の回答に対する貴市<町村>の見解を平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)までに提出してください。

また、この山梨県の回答及び貴市<町村>の見解については、必要に応じて公表しますのでご承知ください。

記

■意見の趣旨及び内容

以上

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設事務所長 殿

都市計画課長

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>について(通知)

貴建設事務所管内の市町村の都市計画について、別添写しのとおり〇〇市<町村>あて、知事の協議意見を送付しましたので通知します。

名 称 : 〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇

(添付書類)

1. 知事の協議意見を送付(写し)
2. 協議図書
3. その他参考図書

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(協議市町村通知用)

〇〇市<町村>

上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇 殿

山梨県県土整備部都市計画課長

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>
に係る広域調整会議の開催について (通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて協議のありましたこのことについては、広域調整が必要となりますので、「市町村都市計画決定に係る手続きガイドライン」に基づき、広域調整会議を下記のとおり開催いたします。

つきましては、関係市町村へ事前に都市計画の原案等を送付していただきますようよろしくお願いいたします。

記

【広域調整会議】

日時：平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇：〇〇～

場所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

協議市町村：〇〇〇市町村

関係市町村：〇〇〇市町村、〇〇〇市町村、〇〇〇市町村、〇〇〇市町村、・・・

以上

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(関係市町村通知用)

〇〇市<町村>

上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇 殿

山梨県知事 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>に係る
広域調整会議の開催及び意見の提出について(通知) (意見聴取)

このことについて、〇〇〇市<町村>より広域調整が必要となる都市計画の決定<変更>について協議の申出がありました。

つきましては、「市町村都市計画決定に係る手続きガイドライン」に基づき、広域調整会議を下記のとおり開催いたしますので、貴市<町村>職員の会議への出席をお願いいたします。

なお、〇〇〇市<町村>より広域調整会議に先立ち、事前に都市計画の原案等が送付されますので、ご承知おきください。

また、当該都市計画の原案に対し、都市計画法第19条第5項<第21条第2項において準用する同法第19条第5項>の規定により意見を求めますので、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに提出してください。

記

【広域調整会議】

日時：平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇:〇〇~

場所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

協議市町村：〇〇〇市町村

関係市町村：〇〇〇市町村、〇〇〇市町村、〇〇〇市町村、〇〇〇市町村、・・・

【意見の提出】

提出期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)

提出先：山梨県県土整備部都市計画課

以上

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>
に係る原案の送付について

このことについて、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催される広域調整会議に先立ち、都市計画の原案を送付いたします。

(添付書類)

1. 計 画 書
2. 総 括 図
3. 計 画 図
4. 住民合意形成手続き等の予定票
5. その他参考図書

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県知事 〇〇 〇〇 殿

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>について (回答)

※異存なしの場合：

(例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて意見聴取のありましたこのこと
については、異存ありません。

※異論ありの場合：

(例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて意見聴取のありましたこのこと
について、異論がありますので下記のとおり意見します。

記

■意見の趣旨及び内容

以上

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇 殿

山梨県県土整備部都市計画課長

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>に係る
関係市町村の意見に対する見解の提出について（依頼）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて協議のありましたこのことについて、都市計画法第19条第5項<第21条第2項において準用する同法第19条第5項>の規定により、関係市町村より意見が提出されましたので、別添のとおり報告します。

つきましては、「市町村都市計画決定に係る手続きガイドライン」に基づき、関係市町村の意見に対する貴市<町村>の見解について、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに提出してください。

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県県土整備部都市計画課長 殿

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>に係る
関係市町村の意見に対する見解の提出について (回答)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて依頼のありましたこのことについて、別添のとおり見解を提出します。

関係市町村の意見に対する見解等

[○○○○都市計画○○○○ ○○○○の決定<変更>]

関係市町村	意見の趣旨	見解等
○○市<町村>		
○○市<町村>		
○○市<町村>		
○○市<町村>		
○○市<町村>		

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県県土整備部長 殿

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>
に係る原案の修正について（報告）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて協議を申し出ましたこのことについて、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて通知のありました事前意見等、及び平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて報告しました住民合意形成手続き等、並びに平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて報告のありました関係市町村の意見を踏まえ、〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>に係る原案を修正しましたので報告します。

（ 添付書類 ）

1. 計 画 書
2. 総 括 図
3. 計 画 図
4. その他参考図書

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇 殿

山梨県県土整備部都市計画課長

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>
に係る山梨県知事の協議意見について（報告）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて意見の提出がありましたこのことについて、別添写しのとおり、〇〇市<町村>長あて山梨県知事の協議の回答を提出しましたので報告します。

〇〇〇 第〇〇〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県知事 〇〇 〇〇 殿

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>に係る
山梨県知事の協議意見に対する見解の提出について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて意見のありましたこのことについて、別添のとおり見解を提出します。

知事の協議意見に対する見解等

[○○○○都市計画○○○○ ○○○○の決定<変更>]

番号	意見の趣旨	見解等
1		
2		
3		

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇 殿

山梨県知事 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>について（通知）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて協議のありましたこのことについて、都市計画法第24条第6項の規定により、下記のとおり変更等の措置を求めます。

記

■変更等の措置が必要な事項

以上

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県県土整備部長 殿

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>
に係る都市計画の案について（報告）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて回答のありました山梨県知事の協議意見を踏まえ、〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>に係る都市計画の案を原案から変更して作成しましたので報告します。

（ 添付書類 ）

1. 計 画 書
2. 総 括 図
3. 計 画 図
4. その他参考図書

※変更箇所を図書等に明示すること

〇〇〇 第〇〇〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇 殿

山梨県県土整備部長

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>について（通知）

※再協議なしの場合：

（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて報告のありましたこのことについては、再度、都市計画法第19条第3項<第21条第2項において準用する同法第19条第3項>の協議を行う必要はありません。

以後の同法に定められる手続き及び「市町村都市計画決定に係る手続きガイドライン」による手続きについて、遺漏無きようお願いいたします。

※再協議ありの場合：

（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて報告のありましたこのことについては、再度、都市計画法第19条第3項<第21条第2項において準用する同法第19条第3項>の協議を行う必要があります。

つきましては、再協議に必要な手続き等について県と確認の上、再協議の申し出を行うようお願いいたします。

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県知事 〇〇 〇〇 殿

〇〇市<町村>
上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>
に係る都市計画手続き等の結果について（報告）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、〇〇〇第〇〇〇〇号にて回答のありましたこのことについて、次のとおり都市計画を決定<変更>しましたので、都市計画の図書の写しその他資料と併せて通知します。

つきましては、同法施行規則第12条の規定に基づき、縦覧場所の公告手続きをお願いします。

名 称：〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇
告示年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日
告示番号：〇〇市<町村>告示第〇〇〇号

（ 添付書類：各2部 ）

1. 計 画 書
2. 総 括 図
3. 計 画 図
4. 都市計画の策定の経緯の概要
5. 都市計画法第17条第1項の縦覧の結果報告
6. 都市計画審議会答申書（写し）
7. 計画決定告示（写し）
8. その他参考図書

都市計画の策定の経緯の概要

[○○○○都市計画○○○○ ○○○○の決定<変更>]

事項	時期	備考
山 梨 県 知 事 協 議	平成○○年○○月○○日 ～平成○○年○○月○○日	
(広 域 調 整 会 議)	平成○○年○○月○○日	関係市町村： ○○○市<町村>、 ○○○市<町村>、 ○○○市<町村>
住 民 等 説 明 会	平成○○年○○月○○日	参加者 約○○名
公 聴 会	平成○○年○○月○○日	公述人 ○○名
住民合意形成手続き等の 結 果 報 告	平成○○年○○月○○日	
(広 域 調 整 : 関 係 市 町 村 の 意 見 に 対 す る 見 解 の 提 出)	平成○○年○○月○○日	
(知 事 の 協 議 意 見 に 対 す る 見 解 の 提 出)	平成○○年○○月○○日	
法 第 17 条 第 1 項 の 縦 覧	平成○○年○○月○○日	意見書 ○○件
市 町 村 都 市 計 画 審 議 会	平成○○年○○月○○日	
都 市 計 画 決 定 告 示	平成○○年○○月○○日	告示番号:

都市計画法第 17 条第 1 項の縦覧の結果報告

[○○○○都市計画○○○○ ○○○○の決定<変更>]

縦覧期間	平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで
意見書	計 ○○通

番号	意見書の趣旨	見解
1		
2		
3		
4		

※同様の趣旨の意見書については、まとめて記載する。

〇〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設事務所長 殿

都市計画課長

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇の決定<変更>について(通知)

貴建設事務所管内の市町村の都市計画について、次のとおり〇〇市<町村>より、都市計画を決定<変更>した旨の通知がありましたので、都市計画の図書の写しその他資料を送付します。

名 称：〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇
告示年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日
告示番号：〇〇市<町村>告示第〇〇〇号

(添付書類)

1. 計 画 書
2. 総 括 図
3. 計 画 図
4. 都市計画の策定の経緯の概要
5. 都市計画法第17条第1項の縦覧の結果報告
6. 都市計画法第17条第2項の規定に基づく意見書(写し)
7. 都市計画審議会答申書(写し)
8. 計画決定告示(写し)
9. その他参考図書

都市計画案の縦覧の公告

◎ ○○○○都市計画の決定<変更>案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十九条第一項<第二十一条第一項>の規定により、都市計画を決定<変更>するので、同法第十七条第一項<同条第二項において準用する同法第十七条第一項>の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決定<変更>案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の決定<変更>案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成○○○年○○月○○○日

○○○長 ○ ○ ○ ○

一 都市計画の種類

○○○○都市計画○○○○ ○○○○

二 都市計画の決定<変更>に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

○○市○○○○丁目○○番○○号 ○○市○○○○課

四 縦覧期間

平成○○○年○○月○○○日から同月○○○日まで

都市計画の決定<変更>の告示

〇〇市<町村>告示第〇〇〇〇号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十九条第一項<第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項>の規定により都市計画を決定<変更>したので、同法第二十条第一項<同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項>の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成〇〇〇年〇〇月〇〇〇日

〇〇〇長 ○ ○ ○ ○

一 都市計画の種類

〇〇〇〇都市計画〇〇〇〇 〇〇〇〇

二 都市計画の決定<変更>に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇市〇〇〇〇課

都市計画の変更図書の縦覧の公告

◎ ○○○○都市計画の決定＜変更＞図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項＜第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項＞の規定により○○市＜町村＞長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項＜同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項＞の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成○○○年○○月○○○日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○

一 都市計画の種類

○○○○都市計画○○○○ ○○○○

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

都市計画決定一覽表(No.1)

都市計画の内容		市町村 決定	山梨県		準都計	
			決定	大臣 同意		
(指定)都市計画区域			○	○	—	
(指定)準都市計画区域			○		—	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			○	○	×	
区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)			○	○	×	
都市再開発方針等(都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、拠点業務市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針)			○		×	
地域 地区	用途地域	○			○	
	特別用途地区	○			○	
	特定用途制限地域	○			○	
	特例容積率適用地区	○			×	
	高層住居誘導地区	○			×	
	高度地区	○			○	
	高度利用地区				×	
	特定街区	○			×	
	都市再生特別地区		○	○	×	
	防火地域・準防火地域	○			×	
	特定防災街区整備地区	○			×	
	景観地区	○			○	
	風致地区	10ha 以上で2以上の市町村の区域にわたるもの		○		○
		上記以外	○			○
	駐車場整備地区	○			×	
	臨港地区	国際戦略港湾又は国際拠点港湾		○	○	×
		重要港湾		○		×
		上記以外	○			×
	歴史的風土特別保存地区			○	○	×
	第一種・第二種歴史的風土保存地区			○	○	×
	緑地保全地域	2以上の市町村の区域にわたるもの		○		○
		上記以外	○			○
	特別緑地保全地区	10ha 以上で2以上の市町村の区域にわたるもの		○		×
		上記以外	○			×
	緑化地域		○			×
	流通業務地区		○			×
生産緑地地区		○			×	
伝統的建造物群保存地区		○			○	
航空機騒音障害防止地区・航空機騒音障害防止特別地区			○		×	

都市計画決定一覽表(No.2)

都市計画の内容			市町村 決定	山梨県 決定	大臣 同意	準都計	
道路	一般国道	道路法 13 条 1 項指定区間		○	○	※2	
		道路法 13 条 1 項指定区間外	△	○	○	※2	
	都道府県道		△	○		※2	
	その他の道路(市町村道)		○			※2	
	自動車専用道路	高速自動車国道		○	○	※2	
		上記以外		○		※2	
	都市高速鉄道			○	○	※2	
	駐車場		○			※2	
	自動車ターミナル		○			※2	
	その他の交通施設	空港、地方管理空港		○		※2	
		上記以外	○			※2	
	公園、緑地、広場、墓園	10ha 以上のもので国が設置するもの			○	※1	※2
		10ha 以上のもので県が設置するもの			○		※2
		上記以外		○			※2
	その他の公共空地		○			※2	
水道	水道法 3 条 4 項の水道用水供給事業の用に供する水道			○		※2	
	上記以外		○			※2	
電気供給施設、ガス供給施設		○			※2		
下水道	公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの		○		※2	
		下記以外	○		※2		
	流域下水道		○		※2		
その他		○			※2		
汚物処理場		○			※2		
ごみ焼却場		○			※2		
その他の供給施設又は処理施設	産業廃棄物処理施設			○		※2	
	その他		○			※2	
河川	一級河川		△	○	○	※2	
	二級河川		△	○		※2	
	準用河川		○			※2	
運河			○		※2		
その他の水路		○			※2		
学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設		○			※2		
病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設		○			※2		
市場、と畜場、火葬場		○			※2		
一団地の住宅施設		○			※2		
一団地の官公庁施設			○	○	※2		
流通業務団地			○		※2		
電気通信事業の用に供する施設		○			※2		
防風、防火、防水、防雪、防砂又は防潮の施設		○			※2		

都市施設

都市計画決定一覧表(No.3)

都市計画の内容		市町村 決定	山梨県 決定	大臣 同意	準都計	
促進 区域	市街地再開発促進区域	○			×	
	土地区画整理促進区域	○			×	
	住宅街区整備促進区域	○			×	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○			×	
遊休土地転換利用促進地区		○			×	
被災市街地復興推進地域		○			×	
市街地 開発 事業	土地区画整理事業	50ha 超で国又は県が施行すると見込まれるもの		○	×	
		上記以外	○		×	
	新住宅市街地開発事業		○			×
	工業団地造成事業		○			×
	市街地再開発事業	3ha 超で国又は県が施行すると見込まれるもの		○		×
		上記以外	○			×
	新都市基盤整備事業		○			×
	住宅街区整備事業	20ha 超で国又は県が施行すると見込まれるもの		○		×
		上記以外	○			×
	防災街区整備事業	3ha 超で国又は県が施行すると見込まれるもの		○		×
上記以外		○			×	
予定 区域	新住宅市街地開発事業の予定区域			○	×	
	工業団地造成事業の予定区域			○	×	
	新都市基盤整備事業の予定区域			○	×	
	20ha 以上の一団地の住宅施設の予定区域		○			×
	一団地の官公庁施設の予定区域			○	○	×
	流通業務団地の予定区域			○		×
地区 計画	地区計画		○			×
	防災街区整備地区計画		○			×
	歴史的風致維持向上地区計画		○			×
	沿道地区計画		○			×
	集落地区計画		○			×

△：市町村が作成する都市再生整備計画に都道府県が定めることとされている都市計画(都市再生特別措置法施行令第8条に定めるものに限る。)の決定又は変更を記載した場合、市町村は都市再生特別措置法第51条第1項の規定に基づき、当該都市計画の決定又は変更をすることができる。

※1：公園又は緑地に限る。

※2：特に必要があるとき。

山梨県都市計画広域調整会議設置要綱

(設置)

第1条

都市計画法第19条第3項の協議にあたり、県が一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図るため、市町村都市計画決定に係る手続きガイドライン（平成24年4月1日山梨県策定）（以下「ガイドライン」という。）の規定に基づき都市計画広域調整会議を設置する。

(構成)

第2条

会議は、都市計画を決定しようとする市町村（以下「協議市町村」という。）、山梨県都市計画マスタープランに定められた広域圏域の区分において協議市町村と同じ広域圏域に属する市町村（以下「関係市町村」という。）及び山梨県県土整備部都市計画課で構成する。

(会議)

第3条

会議は、前条に基づく構成市町村を県が招集し、都市計画課長が議長となる。なお、都市計画課長が会議に出席できない場合は、課長があらかじめ指名したものが議長の職務を行う。

(会議の運営)

第4条

会議の運営に関する庶務は、都市計画課計画担当において処理する。

(その他)

第5条

この要綱に定めがあるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、都市計画課長が定める。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は令和2年6月10日から施行する。

